

## 平成 30 年度 第 3 回尼崎市環境審議会 議事概要

日時：平成 31 年 3 月 11 日（月） 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで

場所：市役所本庁北館 4 階 4-1 会議室

出席委員：20 人

傍聴者：なし

### ○開会

- ・定足数の確認
- ・事務局紹介
- ・資料確認

### ○議事

#### 議題 1 会長・副会長の選出について

事務局：

それでは、まず 1 つ目の議題です。

今回は、委員の更新、委嘱後に初めて開催する審議会ですので、まず、会長・副会長の選出をお願いすることとなります。選出につきましては、当審議会条例では、互選となっておりますが、どなたかご意見等がございますでしょうか。

特にないようでしたら、僭越ではございますが、事務局からご提案させていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局：

それでは、ご提案させていただきます。

会長につきましては、現在、ご審議いただいている尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定において、会長として審議会の円滑な運営にご尽力いただきました東海委員に引き続きお願いするとともに、副会長につきましては、部会長として同計画の策定にご尽力いただいている赤澤委員に引き続きお願いしたいと考えておりますが、皆さま、いかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局：

異議なしということですが、まず、会長についてですが、東海委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員：

お引き受けいたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

次に、副会長についてですが、赤澤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員：

お引き受けいたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、当審議会条例第6条に会長が議長となるとありますので、会長をお願いしたいと思います。

東海会長、よろしく願いいたします。

## 議題2 尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定について（答申）

会長：

それでは、議事を進めたいと思います。議題2の「尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定について（答申）」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

### 資料1・2について説明

会長：

それでは、審議に入りたいと思います。ただいまの説明について、どこからでも結構ですので、ご意見・ご質問等があればお願いいたします。

委員：

資料1の5番でSGDsについて触れていますが、このことを踏まえると19番にあるような交通需要対策についても対応が必要になるのではないのでしょうか。19番にある内容への対応が計画

の対象とはなっていないことは理解できますが、その理由についてもわかりやすく説明することが必要だと感じます。

事務局：

ご指摘いただきました意見については、自動車からの排出ガス対策を主とした内容でしたので、「今回の意見公募の対象としていないもの」という扱いとしております。

委員：

結論としては、それでいいと思いますが、自動車からの排出ガスも経済・社会の問題ではないかと思う方もいらっしゃると思いますので、もう少し丁寧な説明があった方がよいと思いました。

事務局：

資料1でお示ししている意見については、提出された意見書から意見を抜粋、整理したものであるため、意見の内容についての背景がわかりにくくなってしまっておりますので、表現等を工夫したいと思います。

委員：

最近の事情として気を付けておく必要があることの1つとして、国が定めている住宅の省エネルギー基準の義務化が見送られたということです。しかし、断熱性の低い住宅は室内において温度差が大きくなり、循環器系の疾患として心筋梗塞や脳梗塞の発症率が高くなるという研究結果が明らかになりつつあります。もう1つが、猛暑に関することで、大阪府では昨年8月には亡くなった方が12人、3週間以上入院された方が50人以上となっており、この数字は一般的な自然災害と同様のインパクトであるとわれています。熱中症については、運動中の小中学生が発症するイメージがありますが、亡くなられたり重症化された方のほとんどが高齢者で、しかも自宅付近で発症するケースが多く、冷房を使用していなかったり、暑い中で散歩していたなどの状況であったことが大阪府の調査でわかっています。

いずれの場合においても、高齢者を中心とした住環境の整備や住宅の高性能化を考えることが必要となっており、緩和策だけでなく適応策としても重要なテーマです。国が住宅の省エネルギー基準の義務化を見送ったため、自治体において住宅の品質について検討していただきたいことと、高齢者の健康維持、特に猛暑に対する対応についても併せて検討していくことが重要だと思います。

この計画の中で、適応策については調査・研究段階であるとしており、この状況は国においても同様ですが、昨年のような猛暑となった場合には自然災害級の被害が出る可能性を前提に取り組んでいただければと思います。

事務局：

適応策を検討する際に、消防局にも昨年の猛暑の状況について確認を行いました。本市においても高齢者が自宅で熱中症を発症するケースが多い状況でした。住宅の性能をどうしていくかという部分ですが、本市としては、尼崎版スマートハウスという定義で快適な環境と省エネとを両立するような住宅の普及を進めていきたいと考えております。国の ZEH の補助制度とは別に制度を設けたいと考えておりますので、国の補助を受けられなかった方に対しても、補助を行うことで、なるべく性能の高い住宅の数を増やしていきたいと考えております。

委員：

パブリックコメントにもあります SDGs の考え方ですが、改めて計画内容を確認したところ、今後 12 年間という計画期間を考えた場合には、この扱いでは足りないのではないかと感じております。「すでに盛り込み済み」となっていますが、地球規模の環境問題だけでなく、地域の課題解決にもつながっていることを丁寧に書いてもよかったですように思います。

この他に適応策についてですが、尼崎市で考えていくべきことをもう少し強く押し出す必要があると思いました。降水パターンの変化や熱中症に関する内容は必要ですが、商業・工業などが盛んな尼崎市では適応ビジネスなども考えられると思うので、そのあたりについても考慮しながら進めていければいいと感じました。

会長：

他に意見はありますか。まとめて意見を伺い、事務局から説明を受けたいと思います。

委員：

森林環境譲与税については、尼崎市においても来年度から予算化されるということですが、これをどのように環境改善に活用していくかということが課題となると思います。計画の中にも税の活用について反映させる必要があるのではないのでしょうか。

委員：

SDGs と適応策についてですが、昨年、15 都市の救急搬送の状況を伺いましたが、猛暑に加えて、台風 21 号の被害による停電でエアコンが使用できないという状況による熱中症もあったとのことで、どのようにレジリエンスを高めていくか考えていく必要があると思います。これに対応するための対応策としては SDGs の考え方に基づくと、住宅の被害に対する保険や高齢者の見守りなど様々な分野との連携が必要となります。この計画は環境部局が中心となって作成する計画ではありますが、分野横断的な取組を意識しながら進めていく必要があります。

委員：

計画（答申案）についてですが、素案と比べると「はじめに」という部分が新たに追加されています。また、「地球温暖化とは」の部分については、産業革命以後の人間の活動によって地球温

暖化が進行しているという内容が変更されているように思います。このあたりで、何か考え方が変わったのでしょうか。

この他に、私たち市民はどのように行動すれば削減目標を達成できるのかという将来像が見えにくいと感じました。

会長：

他に意見がないようでしたら、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

まず、SDGsについて内容が不足しているのではないかというご意見についてですが、本市では、総合計画に取り組むことでSDGsの達成を目指していくこととしており、その中で環境分野としてどういったことができるのかという部分が計画に関係してくると考えております。SDGsを意識した取組についても、この計画を運用し、毎年を取組状況を確認しながら、事例の蓄積に努めていきたいと考えております。

適応策の地域性についても、本市でどういった影響があるかについて、具体的なデータがないためはっきりとはわかっていないというのが正直なところで、情報収集についても施策の1つとして掲げています。どういったデータを見ていくかも踏まえて検討が必要だと感じております。次に、熱中症と台風21号に関連する部分ですが、レジリエンスを高めていくうえで自立分散型のエネルギーシステムは重要だと考えており、今回の計画においても地域でのエネルギーの地産地消や融通に取り組んでいきたいと考えています。

削減目標の達成に向けての市民の皆さまの具体的な行動についてですが、今回の計画では日常的に取り組める行動を1枚もののパンフレットとしてまとめる予定としています。どのような行動でどの程度の二酸化炭素排出量の削減効果があるのかをお示しする予定です。

最後に、地球温暖化の仕組みに関する説明についてですが、二酸化炭素排出量が産業革命以降に増え続けているという状況に変わりはなく、計画内容についても大きく修正は行っておりません。産業革命と地球温暖化に関する文言については、「国際的な動向」のバリ協定に関する記述で触れている部分があります。

事務局：

森林環境譲与税については、来年度から市町村に譲与されることとなりますが、計画を策定することと、施策をどのような財源に基づき実施していくかは別の段階の話になると考えております。森林環境譲与税は森林や人工林の管理などに資する取組に活用されるということですので、目的に応じた用途に使うことになると思います。この計画に基づく施策において、森林環境譲与税を活用するというのはなじまないと思いますので、計画には盛り込んでいない状況です。

会長：

計画では進捗管理や見直しについても定めており、ご意見のあった部分についても必要に応じて見直し、反映ができるかと考えております。市民の行動についてもパンフレットが作成されるということで、市においても対応を意識されている状況です。

この他に意見がないようでしたら、若干の文言の修正が必要な部分については、後ほど差し替えることとし、本答申案を審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

会長：

ありがとうございます。それでは、審議会として答申したいと思います。尼崎市におかれましては、この内容を踏まえ、計画を策定されるようお願いいたします。

(答申文の読み上げ)

会長から市長へ答申内容を手交

市長退席

### 議題3 環境に関する取組について

会長：

それでは、議事を進めたいと思います。

議題3の「環境に関する取組について（尼崎市環境基本計画中間総括・平成29年度の取組）」について事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料3について説明

会長：

まずは、資料3の9ページのこれまでの取組に関する部分までの内容について、先ほどのようにまとめてご意見等を伺いたいと思います。

委員：

生物多様性に関する部分ですが、現在の環境基本計画の策定時にも問題となりましたが、生物多様性地域戦略をどうするかということについてです。現在の計画の策定時には戦略を策定するま

では至りませんでした。生物多様性基本法では県・市においても戦略を策定することが努力義務として規定されており、県は既に3回の改定を行っており、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、神戸市、明石市、加古川市、姫路市においても戦略の策定を行っており、改定を行っている自治体も出ています。

尼崎市が生物に関する情報を整理していないわけではなく、きちんと整備もされているので、戦略については策定するという方向性を打ち出したほうがいいと思います。他都市では取組が進んでいますのでぜひお願いしたいと思います。

先ほど、森林環境譲与税について話がありましたが、人工林だけでなく里山整備にも活用できることとなっています。尼崎市は来年度から4年生の環境教育の一部を中止したと聞いていますが、そういった事業の費用としても使えるのではないかと思いますし、生物多様性の課題解決にも使えるのではないかと思います。

委員：

プラスチックに関する部分ですが、今後、国の対応の方向性を見ながら検討していくということでしたが、国はどのような方向性で検討しているのか教えていただければと思います。

委員：

指標としている製造品出荷額等あたりの二酸化炭素排出量が低下しているのはいいことだと思いますが、業種によって値に違いがあると説明がありました。このことは、尼崎市の産業政策に影響を及ぼすことはないのでしょうか。つまり、この指標の観点からは、二酸化炭素排出量が多い業種はネガティブ、少ない業種はポジティブに評価されるため何らかの誘導策が講じられることになっていくのか、この指標は産業政策にまでは影響は及ばないものとするのか、そのあたりを伺いたいと思います。

委員：

先ほどの意見と近いのですが、環境と経済の共生については、環境側からすると経済の発展は抑制的であることが望ましく、環境性能の優れた製品の利用を進めるという見方になると思います。経済側としてはこれでよいのでしょうか。一般的には、今後も発展を継続していくという考え方になると思います。

地球温暖化とも関連しますが、経済が活性化すると二酸化炭素も排出されることになりますので、このあたりをどのように両立させていくのか、環境側と経済側の意見が両立できるのか教えていただきたい。

最後に、目標6の「環境意識の向上・行動の輪の拡大」の部分で講座・イベント数が年間50回以上開催されているということですが、注意しないといけないのは回数よりも受講者・参加者の意識がどう変わったか、行動がどう変わったかという部分です。先ほどの説明でも意識・行動の変化について把握していきたいとありましたが、回数よりも実質的な部分を評価していくことを

検討していただければと思います。

会長：

ただいまの意見・質問等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

生物多様性地域戦略についてですが、これまでも策定に向けた検討を進めていくと説明させていただいておりますが、この 5 年間で緑地や水辺の管理などを行っている部署と課題の整理などをしてきたことや、環境部が主体的に関わっているヒメボタルに関する取組などが動き始めており、実際の活動によって生じる課題の整理などもできると考えております。これらの知見を踏まえながら、次の環境基本計画の改定のタイミングで戦略についても策定に取り組んでいきたいと考えています。

関係課長：

プラスチックに関する動向についてですが、現在、環境省においてプラスチック資源循環戦略を策定しているところです。昨年末に戦略に対するパブリックコメントの募集が行われており、2 月に中央環境審議会の小委員会でそれらを踏まえた審議が行われた状況となっています。主な内容としては、レジ袋と海洋プラスチックごみへの対策が審議されています。

これまでは、減量化やリサイクルが中心でしたが、もっと上流での対策としてプラスチックの使用自体を減らしていくという考え方となっています。レジ袋の有料化の義務化やプラスチック容器のリサイクルの推進などが施策として検討されています。

本市においても来年度から 2 年間で一般廃棄物処理基本計画の策定を考えておりますので、計画の中で国の対策の方向性についても反映させていく予定としています。

事務局：

製造品出荷額等あたりの二酸化炭素排出量としている指標について、この値を低下させるために産業政策に影響があるかというご意見についてですが、この値を低下させるために産業を誘導させるとなると鉄鋼や化学などの素材産業については、認めないことになってしまいますので、そういったことは考えておりません。また、素材産業についても国内のどこかでやらないといけないことですので、製造品出荷額等の増加と二酸化炭素排出量の削減の両立を目指して取り組んでいきたいと考えております。

関係課長：

本市は環境モデル都市の選定を受ける前から尼崎商工会議所や尼崎工業会などの団体と「ECO 未来都市 尼崎」宣言を行うなど、環境に配慮した産業活動については常に意識しているところです。経済活動が活発になると二酸化炭素排出量は増加する可能性はありますが、それを抑制す

る取組についても産業界とともに進めていきたいと考えています。

事務局：

「環境意識の向上・行動の輪の拡大」に関する指標が講座・イベントの回数でいいのかというご指摘については、単に回数を増やしていくことには限界があるので、実際の効果を見ていく指標を検討していきたいと思います。この 5 年間で増やせるところまで増やしたという状況ですので、今後、質の部分を見ていきたいと思います。新たな指標が設定できましたら指標の部分についても見直しを行いたいと思います。

会長：

だいたいお答えいただきましたが、この他に何か意見はありますでしょうか。

委員：

「環境意識の向上・行動の輪の拡大」に関する指標が講座・イベントの回数でいいのかという議論も必要かと思いますが、これ以外にも無関心層をどう取り込むかも重要です。色々と取り組まれているかと思いますが、関心の高い方々を対象とするよりも無関心層をうまく取り込むことの方が効果は大きいように思います。

委員：

SDGs についてですが、市の最上位計画である総合計画で進めていくという説明がありますが、こういう考え方ですと各個別計画においては SGD<sub>s</sub> が意識されないのではないかと危惧されます。総合計画として SDGs が意識されることで個別計画においても意識されるのであれば問題ないと思いますが、結局は各部局が縦割りで対応するとなった場合には、SDGs の達成にむけた施策が方向性をもって進んでいかなければいけないのではないかと思います。この計画の内容というよりも SDGs を通じて、環境部局だけでなく他部局とも連携していけるように、積極的に SDGs を活用できればいいと思います。

委員：

ごみに関する部分ですが、全国的に問題となっている食品ロスについて、市民の方に対する啓発に取り組んでいくことが大切だと思います。市民に向けた啓発だけでなく、市もやっていくという姿勢がないとなかなか取組が進まないのではないかと思います。

委員

先ほど、経済と環境の両立に関する意見がありましたが、国が環境省と経済産業省に分かれて仕事をしている中で、尼崎市は縦割りではなく経済環境局として一緒に取り組んでいることに畏敬の念もっています。今回の計画も国の計画を踏まえながら、尼崎市として計画を作っており、

我々としては、雇用を生み出すということも含め、よいものを世界で 1 番の効率、つまり、二酸化炭素の排出を少なくしながら作っていくこととしております。よいものを作るためには工程が多くなるので、二酸化炭素排出量が多くなりますが、それでもより少なくする、世界一でやっていくこととしています。厳しい要求ですが、こういった視点で取り組んでいかないと生き残っていけないという意味では、経済環境局の皆さまにもご指導いただきながらやっていきたいと思っています。

二酸化炭素排出量については、総量だけでなく、原単位的な見方をしながら取組を進めていくというのは尼崎市としての新たな試みだと思いますし、こういった試みに対して、応えてきたいという気持ちであります。

委員：

日本の産業のエネルギー効率は世界で 1 番といわれており、低炭素にものが作れるという意味では、あまり総量だけを追うことをしない方がいいと思います。二酸化炭素排出量の削減目標が 28 %以上となっていますが、総排出量に対する産業部門からの排出量が半分を占めている状況を踏まえると、産業が活発になると二酸化炭素排出量が増え、衰退すればそれだけで目標が達成されるということもありえます。そうすると市の計画の成果に対する責任が曖昧となり、問題があると思います。市全体の排出量を把握することに意味がないわけではありませんが、産業部門については製造品出荷額等あたりの排出量で管理するのが適切だと思います。産業部門以外の家庭や業務、廃棄物については市の政策の影響が大きく、責任が及ぶ部分だと思いますので、この分野だけを切り出した二次的な指標を設定し、把握していくのが計画の進捗を管理する上では大事だと思います。

委員：

おそらく日本は生産効率としては、世界からみても高い方だということはなんとなくわかりますが、可能であれば他都市や他国と比較できるような指標があれば、優れている部分を PR できるのでいいと思います。

副会長：

地球温暖化対策の内容については意見ありませんが、環境基本計画の内容の中で、都市農地の扱いが気になります。2022 年問題として農地の宅地化が進むのではないかとこのものがあります。特に都市部である尼崎市では、都市農地は貴重な緑地であり、草地の生態系ということで生物多様性の維持にも寄与しているものと考えられます。都市農地をきちんと環境施策の中に位置付けて、どのように残していくかを整理し、農政とも連携しながら取り組むことを強く打ち出すべきだと思います。

会長：

色々な意見をありがとうございました。いただいた意見については、今後の見直しの中で反映させていく必要があるかと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：

他都市との比較については、色々な方からご意見をいただいているところでして、検討はしているものの、特に産業については業種によって排出量の特性が異なることや産業都市なのか住宅都市なのかといった都市の特徴によっても部門別の排出量が大きく異なるため、それらを踏まえた指標というのはなかなかないというのが現状です。排出量については公表している自治体もあるため、そういった情報を集めることはできますが、前提条件が異なるためうまく比較できないという状況です。

都市農地については、農地の貸し借りの円滑にできる法律が施行されており、農政部局とは市民農園などとしての活用も期待できるので、農地の減少に歯止めがかかるのではないかと期待をしているところです。環境基本計画の中でも農地の活用と保全については施策として掲げておりますので、農地の保全の一環としてこういった制度をうまく活用しながら、営農を支援することでも間接的に農地の保全を進めていきたいと思っております。

行政として関わりの大きい産業部門以外の部門に関する指標についても、こういった指標が設定できるのか検討していきたいと思っております。

会長：

これまでも意見が出ていましたが、SDGsを1つのツールとして環境施策を他分野の施策に貢献や波及させるようなやり方があると思っております。

こういった視点から何かお話できることがあればお願いいたします。

事務局：

SDGsについては17の目標に対応していくという大前提があります。先ほど、市長からも説明させていただきましたが縦割りということではなく、総合計画という大きな計画があり、この計画と個別計画間の関係を示す表を作成中となっております、全庁的に取り組んでいくものだと考えております。

経済環境局の中で調整をしつつ、それらを全庁的にも調整しながら取組を進めていきたいと考えております。

委員：

現在は、SDGsが取り上げられているので、このキーワードが前面的に出ていますが、これが目指すのはより良い世界なので、2030年に尼崎市がこういった街になってほしいかを企業や市民の方々と共有していくことが重要だと思います。

この計画には2030年に尼崎市がどういう姿になっているのかがないのでそういう部分も示す必

要があると思います。

#### 尼崎版 SDGs に関する資料の配布

事務局：

お配りした資料が総合計画と SDGs の関連を整理したものとなります。これに加えて、個別計画がどのように関係し、連携しているのかを現在整理しているという状況となっています。

委員：

資料 3 では低炭素社会という言葉が使われていますが、計画では脱炭素社会という言葉も使われていますが、この使い分けについてはどうなっていますでしょうか。

事務局：

低炭素社会という言葉は現行の環境基本計画を策定した頃の言葉ですが、現在は脱炭素社会というところまで見据えた取組が求められていると感じております。地球温暖化対策は 2030 年だけでなく、2050 年も見据えて取り組まれているため、そのため、今回、新たに策定する地球温暖化対策の計画としては脱炭素社会という言葉を使っておりますが、現行の環境基本計画はそういった 2050 年という長期的な視点が含まれていないため低炭素社会という言葉のままとしておりますが、新たな環境基本計画を策定する際には、このあたりも整理する必要があると考えています。

委員：

生物多様性地域戦略の策定についてですが、ヒメボタルに関する取組は戦略というよりも戦術といった意味合いが強いものになります、尼崎市の自然をどうしていくかという大きな視点で戦略を策定していく必要があります。なるべく早く取り掛かる必要がある問題だと思います。

事務局：

ヒメボタルに関する取組をもって戦略を策定しようとは思っておりません。戦略の検討については進めていくという方向で動いていきたいと思っておりますので、ヒメボタルに関する取組を通じて出てくる課題なども踏まえながら策定を進めていきたいと思っております。

会長：

生物多様性への対応性については緊急性についてもご指摘が出ておりますので、他都市の動向も踏まえながら、尼崎市でもご検討いただければと思います。

委員：

あまがさき環境オープンカレッジを通じて、色々なところに SDGs の推進について働きかけをしていますが、学校現場でこの話をしても「それって何ですか」という状況でした。子ども達を導く立場の方であっても SDGs を知らないというのが現実です。子どもたちに SDGs を理解してもらうのは難しいかもしれませんが、少なくとも教育に携わっている方々にどうやって伝えていけばいいのかということについては危機感を持っており、今回の計画に関するパブリックコメントとして意見も出させてもらっています。

この他に、縦割り行政についてですが、あまがさき環境オープンカレッジとして環境創造課や資源循環課などに提案をすることがありますが、予算の用途は決まっているため、目的以外の執行はできないと言われたことがあります。私は「環境モデル都市」という視点から話をしたのですが、縦割りだという印象を受けました。予算ごとに事業がバラバラになっている状況を市民という立場から連携しながら何かできれば、少しでも改善するのではないかと考えています。

委員：

尼崎版 SDGs の資料についてですが、わかりやすくまとまっていると思います。私たちの広報誌で SDGs の内容を掲載したことがありますが、誰からも意見や問い合わせがなかったため、関心もたれていないのではないかと思います。そして、これをどのようにすれば広く知ってもらうことができるのかと考えています。市報か何かで少しずつ特集するなど、何らかの方法で周知を進めていければと思います。

会長：

色々な意見をありがとうございました。最後に事務局から何かありますでしょうか。

事務局：

環境基本計画の中間総括と見直しについてはいただいた意見を踏まえて進めていきたいと思えます。

環境に関する計画に限ったことではありませんが、まちの課題を市民一人ひとりとどのように共有し、その解決に向けた取組をどのように仕掛けていけるかという部分について検討が必要であると感じております。毎年、こういった場でご意見をいただきながら取組を進めていきたいと思えます。

事務局：

最後に、来年度以降の当審議会の開催予定についてご報告させていただきます。

来年度以降の審議会の開催予定について説明

事務局：

本日は、大変お忙しいところ、終始熱心にご審議いただきありがとうございました。

また、答申をいただきました尼崎市地球温暖化対策推進計画につきましては、部会委員の皆さまを中心に非常にタイトなスケジュールの中でご審議いただき、このような計画ができたことを改めてお礼申し上げます。

今後は、新たな計画に基づき事業を推進していき、その進捗の状況についても当審議会にご報告させていただきますので、専門的な見地からご意見、ご助言を賜ればと思います。

さらに、来年度からは、先ほど事務局からご説明いたしましたとおり、新ごみ処理施設整備基本計画や一般廃棄物処理基本計画の策定についてもご審議いただきたく考えております。委員の皆さまには、引き続き、ご苦勞をおかけすることになりますが、ぜひともよろしく願いい申し上げます。

本日はありがとうございました。

会長：

それでは本日の審議を終わりたいと思います。